

大型連休に係る機構売買の取扱いのお知らせ

大型連休中（5月3日（金）～5月6日（月））の機構売買の対応については、以下のとおりとなりますので、ご理解・ご協力の程、よろしくお願いいたします。

なお、4月30日（火）～5月2日（木）は通常業務です。

I 売買申込み関係

1 4月30日（火）～5月2日（木）に輸入申告するものについて

4月30日（火）～5月2日（木）に輸入申告するものについては、多数の売買申込みが予想されるため、可能な限り4月26日（金）までに申込みを行ってください。

2 5月3日（金）～5月6日（月）の取扱いについて

- （1）5月3日（金）～5月6日（月）は、行政機関の休日にあたるため、当機構の売買業務は行っておりません。（ただし、大型連休中も売買用Webサイトからの売買申込みは可能です。）
- （2）税関の臨時開庁で、当該期間中に輸入申告をする場合には、5月2日（木）までに売買用Webサイトから申込みを行ってください。（特定担保を利用する場合は、5月1日（水）までに申込みを行い、担保金の振込みを5月2日（木）の午前10時までに行ってください。内容審査の上、問題がなければ、5月2日（木）に承諾書を交付します。）

II 売買差額の納付関係

1 4月輸入許可分の一括納付について

- （1）4月輸入許可分の一括納付の納付期限は5月10日（金）です。
- （2）4月許可分すべての許可書の提出が確認でき次第、一括納付通知書を発行することができます。早めの発行をご希望の場合は担当者までご連絡ください。

2 輸入許可書の提出期限及び個別納付の納付期限について

4月26日（金）の輸入許可分の提出期限は5月2日（木）となり、4月30日（火）、5月1日（水）の輸入許可分の提出期限は5月7日（火）となります。

また、個別納付の場合、4月30日（火）、5月1日（水）の輸入許可分は納付期限が5月7日（火）となります。納付期限までの業務日が限られることから、輸入許可後、速やかに輸入許可書の写しをアップロードしてください。

3 その他

大型連休前に輸入申告するもので、税関の検査等により5月2日（木）までに輸入許可がおりないことが判明した場合は、速やかに担当者までご連絡をお願いいたします。

<連絡先>

(独)農畜産業振興機構特産調整部

○指定糖・異性化糖・指定でん粉

担当：輸入調整第一課

電話：03-3583-8396、8545

E-mail：alic-sugar01@alic.go.jp

alic-starch01@alic.go.jp

○加糖調製品

担当：輸入調整第二課

電話：03-3583-8775

E-mail：alic-chosei01@alic.go.jp